



吉川市子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度から平成31年度)



平成27年3月

(平成29年3月改定)

吉川市

目 次

はじめに	3
第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要	5
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	7
3 計画の対象	8
4 計画の期間	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	9
1 人口と出生の現状	10
2 子育て支援の現状	15
3 子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用意向等把握調査 (ニーズ調査)	22
4 子ども・子育てに関する課題	23
第3章 計画の基本理念	25
第4章 施策の展開	27
1 施策体系	28
2 教育・保育提供区域	29
3 幼児期の学校教育・保育	31
4 地域子ども・子育て支援事業	39
5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 	46
6 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策	47
7 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策	47
8 職業生活と家庭生活との両立	48
9 その他の子ども・子育て支援に関する取組	48
第5章 計画の推進	51
1 計画の推進体制	52
2 進捗状況の管理	52
資料編	53

はじめに

まちに響く子供たちの笑い声、楽しそうに走ってゆく足音。
何気ないそうしたものに、思わずほほが緩み、未来を感じる。
そう、子供たちはまちの宝であり、未来です。

吉川市では、子供たちが健やかに自分らしく成長できるように、家庭・地域・行政など地域社会のすべての人々が、子供たちや子育て家庭をみんなで支えあうようなまちづくりを目指しています。



そうした中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月からは待機児童の解消、保育・教育の質の向上、地域子育ての支援に取り組む「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始されます。

今後、この計画がめざす「子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくり」「安心して妊娠、出産、育児ができる総合的な支援体制の充実」「まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、地域とともに子どもを育むまちづくり」を実現するため、これまでの吉川市の施策に加え、家庭・学校・地域そして企業等の皆さんと連携しながら、さらに様々な取り組みを進めてゆきたいと思っています。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、「ニーズ調査」等にご協力を頂きました市民の皆様、そして、貴重なご意見やご提言の取りまとめにご尽力を頂きました吉川市児童福祉審議会委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成27年3月

吉川市長 中原 恵人



第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要



1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。本市においても、このような問題に対し、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画を中心として、保育サービスや放課後児童健全育成事業その他次世代育成支援対策に関する支援について、さまざまな事業を展開してきましたが、いまだ少子化には歯止めがかからず、子育てに関する支援については更なる充実が求められています。

こうした中、国は、平成24年（2012年）に、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法を成立させました。この「子ども・子育て関連3法」¹に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が、質の高い幼児期の教育の提供や待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年度から本格スタートします。

本市では「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を将来都市像に第5次総合振興計画のもと、まちづくりを進めています。特に、子育て支援については、「未来を育む児童福祉の推進」を重点施策として、行政・家庭・地域が一体となった子育て支援や児童の健全育成などの子育てをしやすいまちづくりに向けた施策を推進しています。

子ども・子育て支援法第2条には、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」とあります。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、「子育て」が、孤立感と負担感を感じる「孤^{こそだて}育て」にならないように、そして、子育て支援の質・量を高め、安心して仕事と子育ての両立が図れるようにするため、この度の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の確保、及びそれに関連する業務の円滑な実施に関し定めるとともに、平成26年度に終了年度を迎える吉川市次世代育成支援対策地域行動計画について

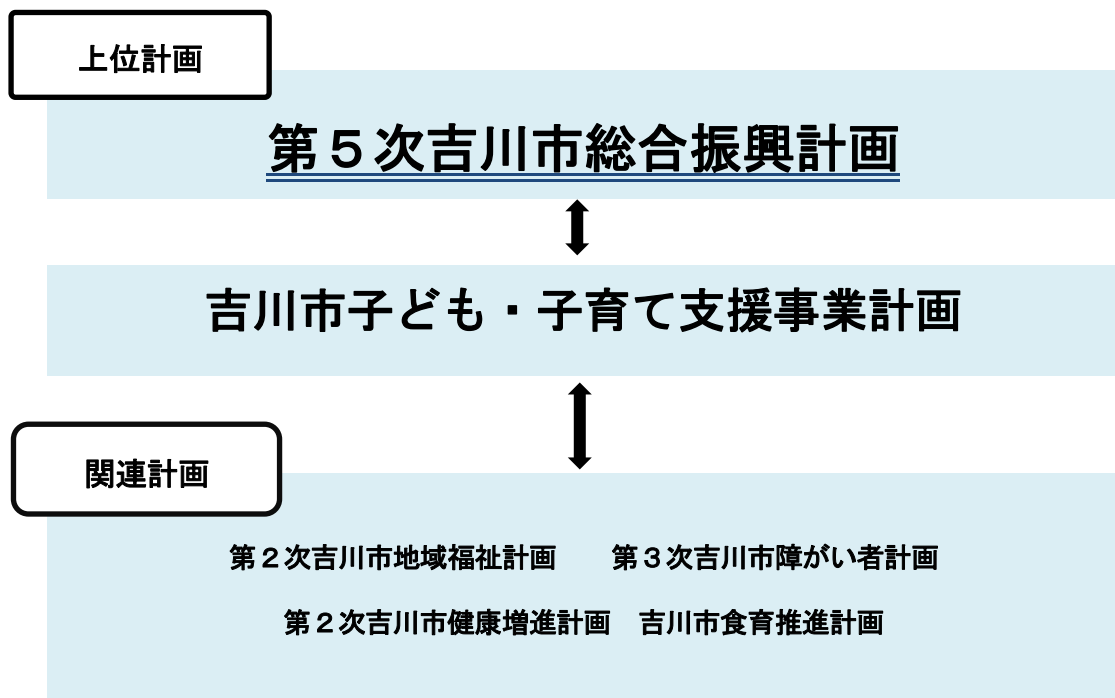
¹ 子ども・子育て関連3法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

も、法に基づき設定された地域における子育て支援事業(12事業)²を中心とした成果を引き継ぎ、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき策定される計画であるとともに、吉川市における最上位計画である「第5次吉川市総合振興計画」(平成24年3月)の将来都市像である「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を具体的実現する計画として位置づけます。また、吉川市地域福祉計画等の諸計画との整合を図ります。



子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

² 地域における子育て支援事業(12事業): ①通常保育事業、②特定保育事業、③延長保育事業
④夜間保育事業、⑤トワイライトステイ事業、⑥休日保育事業、⑦病児・病後児保育事業
⑧放課後児童健全育成事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪ショートステイ事業
⑫ファミリー・サポート・センター事業


3 計画の対象

計画の対象は、妊娠中及び産後から乳幼児期・学童期を経て青少年に至るまでの、概ね18歳までの児童及びその家庭とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。
ただし、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

計 画	平成22～平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第5次吉川市総合振興計画 (前期：平成24年度から平成28年度) (後期：平成29年度から平成33年度)						
吉川市次世代育成支援対策地域行動計画 (後期：平成22年度から平成26年度)						
吉川市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度から平成31年度)						



第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口と出生の現状

(1) 総人口の推移

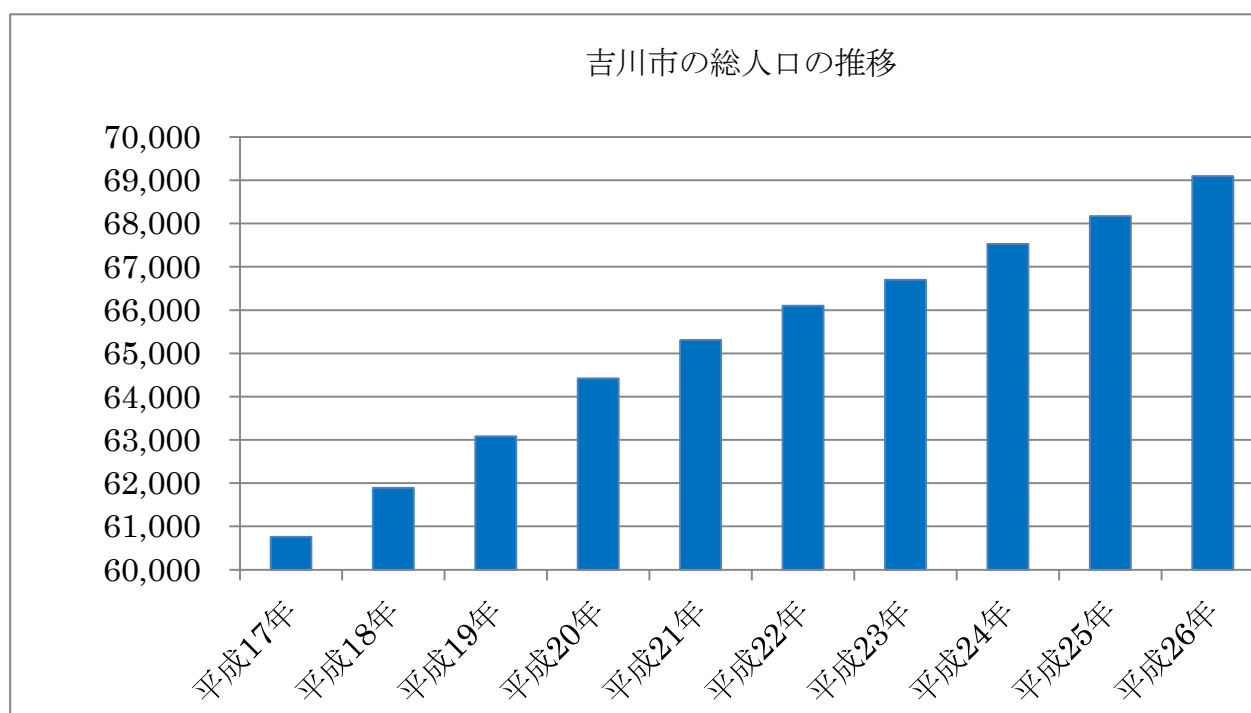
本市の人口は、毎年数百人単位で増加を続けています。本市の立地条件からも進行中の土地区画整理事業地への人口定着が見込まれることから、人口については今後も引き続き増加すると考えられます。

(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	60,760	61,888	63,083	64,419	65,305	66,100	66,702	67,525	68,174	69,093

※ 各年4月1日現在

資料：市民課



※ 各年4月1日現在

資料：市民課

(2) 児童人口の推移

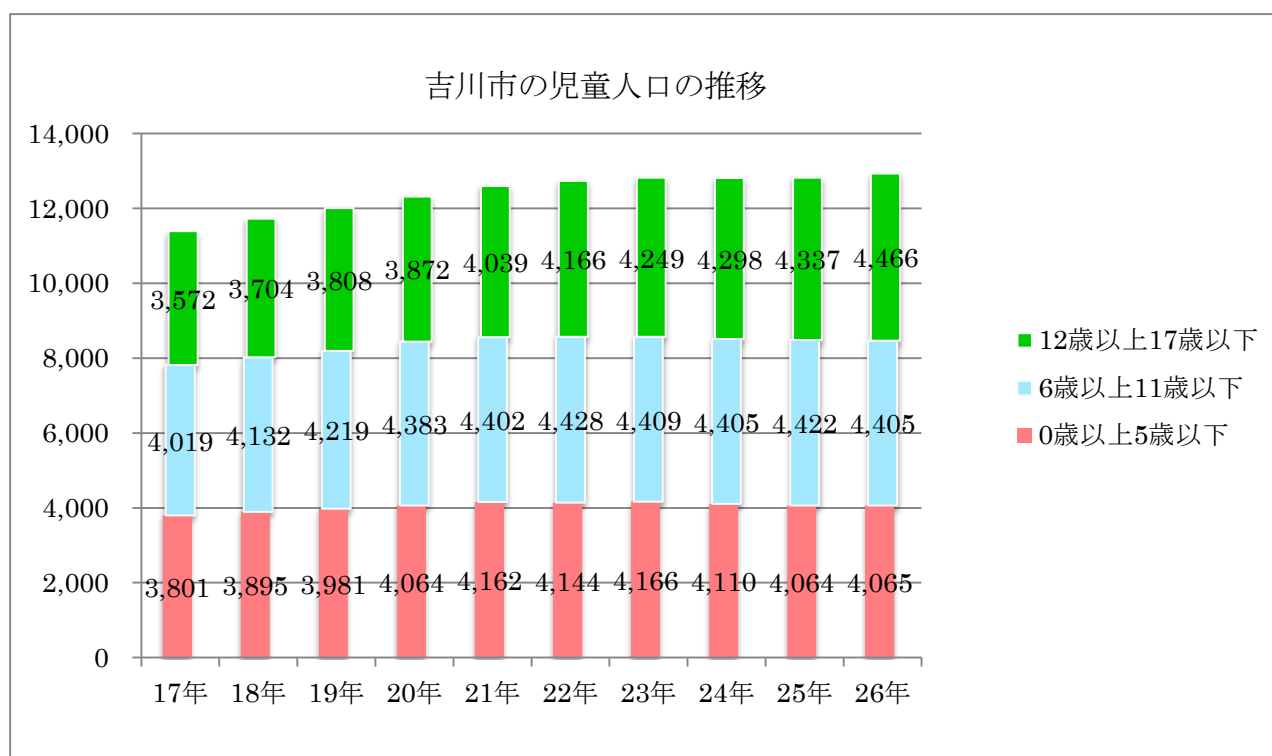
本市における児童人口については、0歳から11歳においてはほぼ横ばいですが、12歳から17歳においては増加の傾向が見られます。

(単位:人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～5歳	3,801	3,895	3,981	4,064	4,162	4,144	4,166	4,110	4,064	4,065
6～11歳	4,019	4,132	4,219	4,383	4,402	4,428	4,409	4,405	4,422	4,405
12～17歳	3,572	3,704	3,808	3,874	4,039	4,166	4,249	4,298	4,337	4,466
合計	11,392	11,731	12,008	12,321	12,603	12,738	12,824	12,813	12,823	12,936

※ 各年4月1日現在（17年は1月1日）

資料：市民課

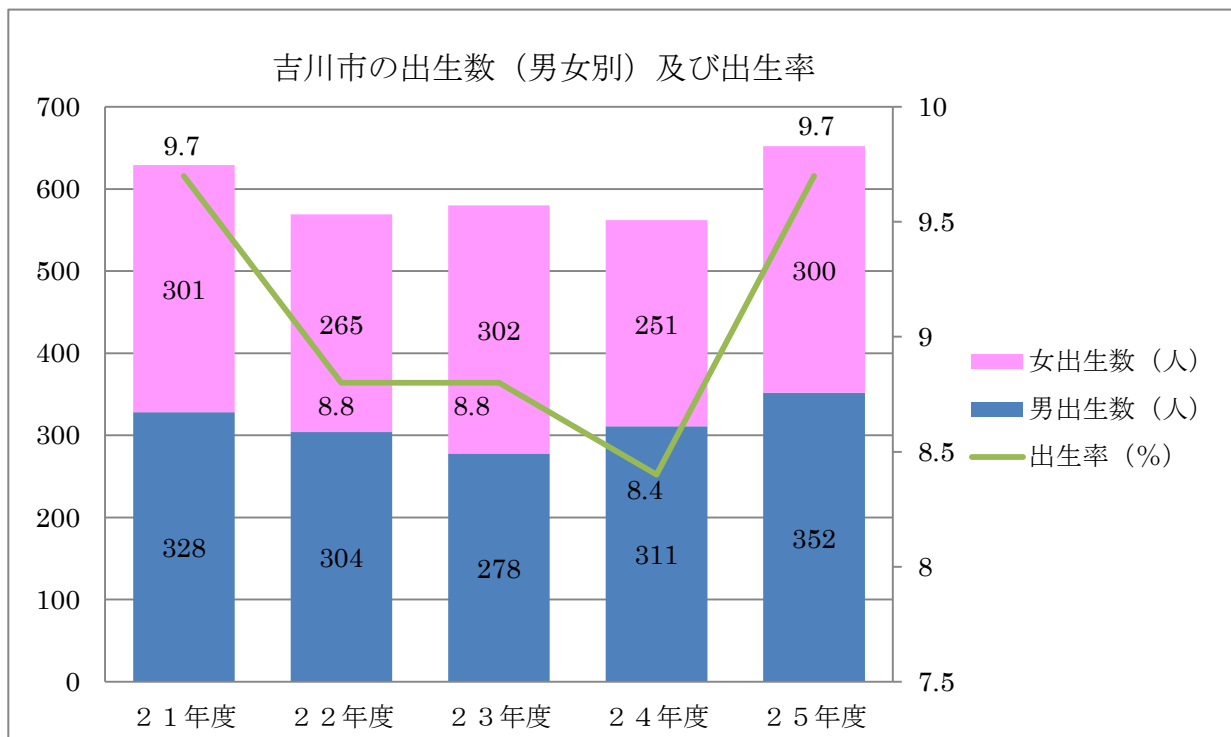


※ 各年4月1日現在（17年は1月1日）

資料：市民課

(3) 出生数、出生率の推移

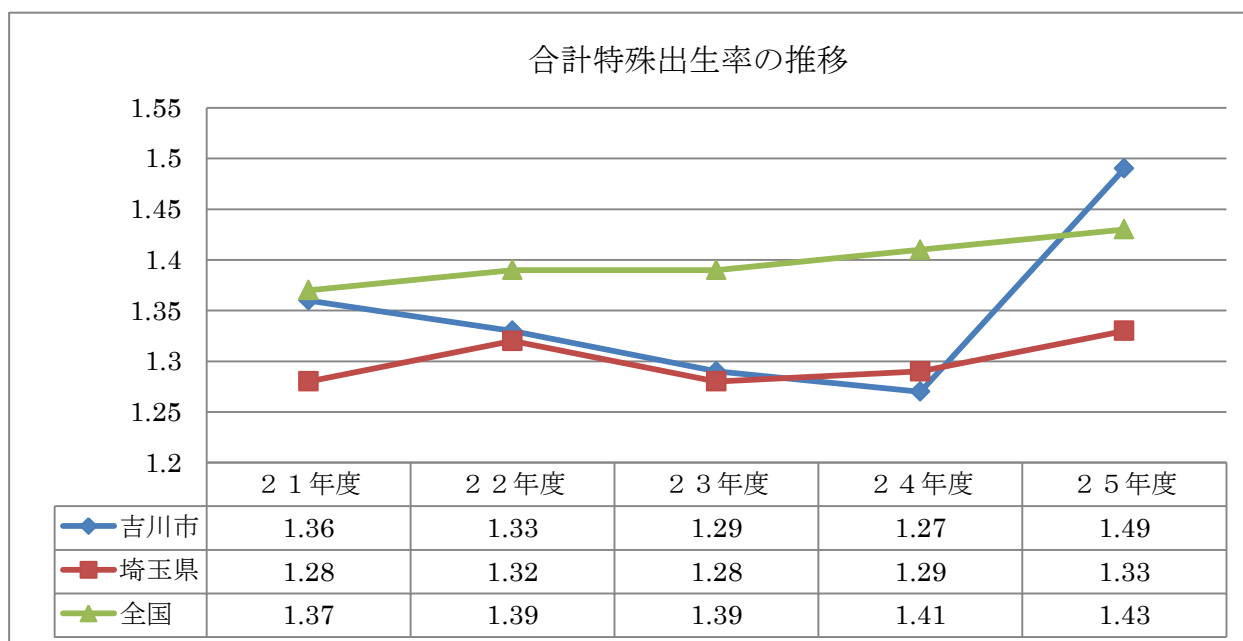
本市における過去5年間の出生数及び出生率の推移を見ると、減少傾向にありましたが、25年度は21年度の水準まで回復しています。



資料：埼玉県人口動態概況

(4) 合計特殊出生率の推移

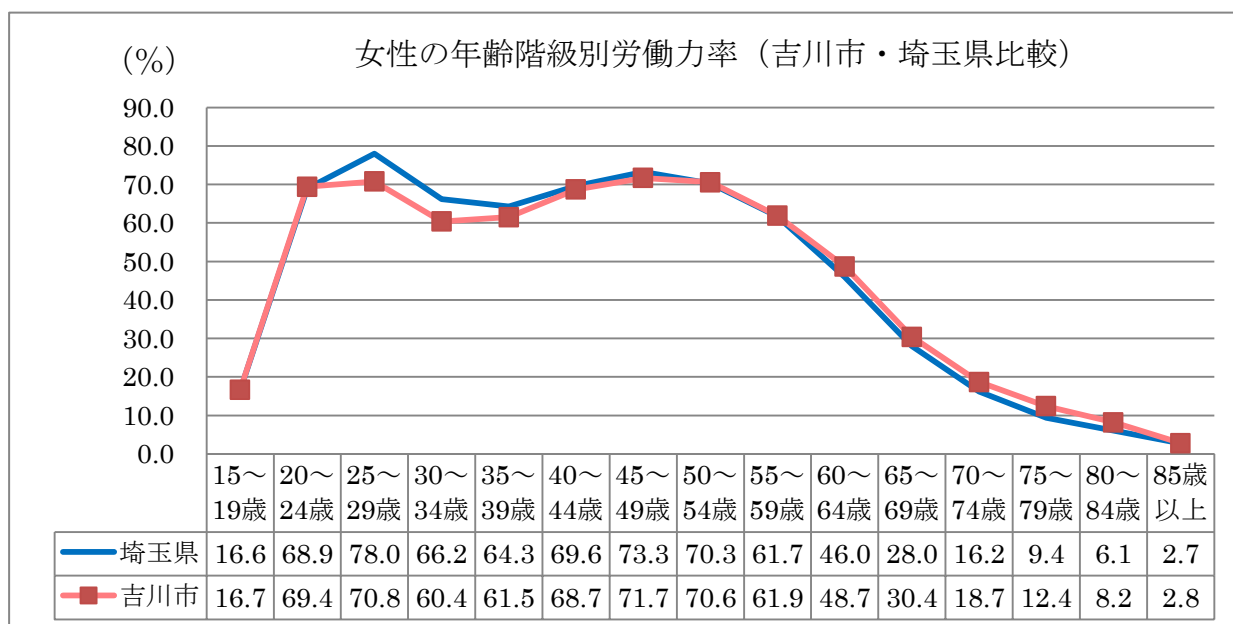
合計特殊出生率は、全国平均及び埼玉県平均が横ばいの傾向にある中、本市の過去5年間の推移を見ると、減少傾向にありましたが、25年度は一転、増加に転じています。



資料：埼玉県人口動態概況

(5) 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

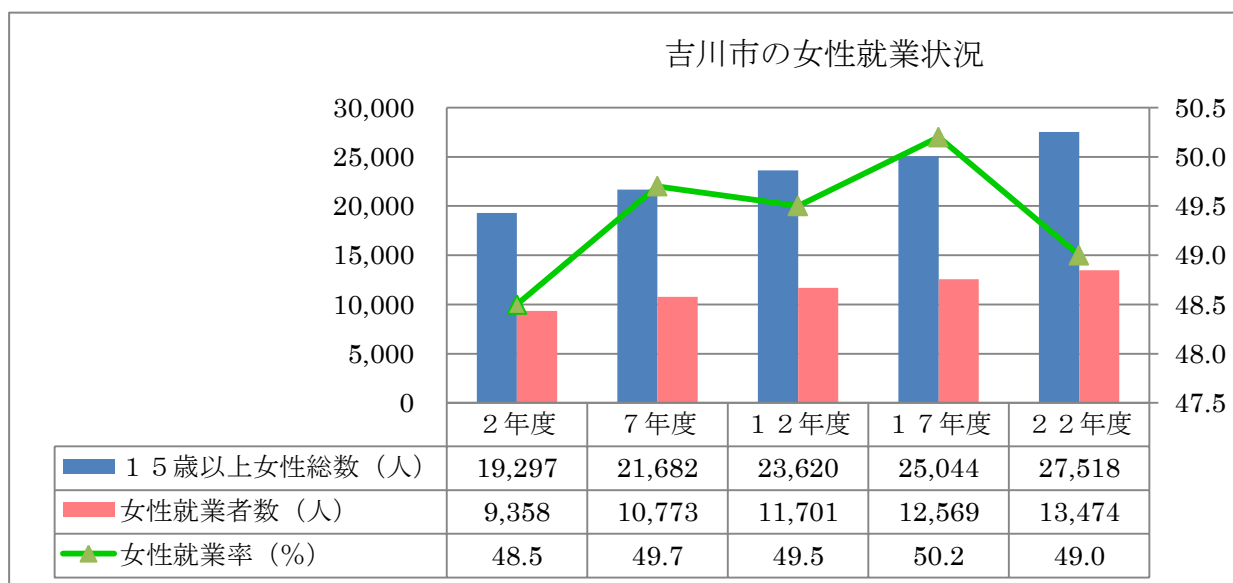
女性の年齢階級別労働力率は、特徴として、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。本市においては、埼玉県と比較すると、概ね同様の傾向が見られます。



資料：平成22年国勢調査

(6) 女性就業状況の推移

本市においては、15歳以上の女性総数及び女性就業者数は増加傾向にあります。一方で、女性就業率は平成17年度から平成22年度の5年間で減少しています。



資料：統計よしかわ「労働力人口」

【人口と出生の現状についてのまとめ】

本市では、総人口は年々増加しているものの児童人口においては、0歳から11歳についてはほぼ横ばいですが、出生数、合計特殊出生率については、減少傾向から一転、25年度は大幅な増加となりました。理由として、現在開発中の美南地区周辺への転入増加による影響が考えられます。しかし、総人口における老年人口³を見ると、児童人口⁴を上回っており、少子高齢化は進行していると言えます。

女性の就業状況については、就業者数は増えていますが就業率は減少しています。



³ 老年人口（65歳以上）20.1%（平成26年4月1日現在）

⁴ 児童人口（17歳以下）18.7%（平成26年4月1日現在）

2 子育て支援の現状

(1) 保育施設・幼児期の学校教育の現状

ア 保育施設

年々、保育所の入所希望児童数は増加しています。それに伴い、平成24年度には、2か所の保育所が開所しました。また、平成24年度からは、送迎保育を実施しています。

● 認可保育所等における利用者の推移（4月1日時点）

（単位：人）

保育所名	平成23年度	平成24年度	平成25年度
吉川市立第一保育所	93	87	85
吉川市立第二保育所	80	66	71
青葉保育園	113	112	109
吉川団地保育園	109	107	117
育暎保育園	100	102	107
吉川つばさ保育園	74	70	74
コビープリスクールよしかわ	96	98	91
コビープリスクールよしかわステーション	—	92	103
かほ保育園	—	47	65
管外委託（吉川市以外の保育所への通所）	7	9	10
計	672	789	830

● 家庭保育室における利用者の推移（4月1日時点）

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家庭保育室	40	7	23

イ 幼児期の学校教育（幼稚園）

市内には、5か所の私立幼稚園があり、送迎バスによる広域利用が図られています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
園数（か所）	5	5	5
学級数	52	52	52
園児数（人）	1,455	1,455	1,412

（2）地域子育て支援事業の現状

ア 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センターの利用者は年々増加しており、実施事業についても利用者のニーズに応えられるよう工夫を重ねています。平成27年度からは、栄町子育て支援センターを週5日開所します。

	運営形態		年間開設日数	延べ利用者数 (大人・小人含む)
子育て支援センター	直営	週5日 フルタイム型	244日	6,781人
美南子育て支援センター	委託	週5日 5時間型	243日	12,904人
栄町子育て支援センター	委託	週3日 3時間型	151日	4,241人

※ 平成25年度実績

イ 一時預かり事業（月平均利用者数）

一時預かりについては、リフレッシュの理由で利用される方が増えています。

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
非定型	200	144	169
緊急型	10	14	14
リフレッシュ	5	9	22

ウ 延長保育事業

延長保育については、登録人数及び年間延べ利用人数がともに増加傾向にあり、利用者のニーズが高まっています。

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録人数（10月1日現在）	105	180	232
年間延べ利用人数	16,093	21,117	26,693

エ 病児・病後児保育事業

登録件数は、増加しているものの、利用人数は減少しています。

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録件数（4月1日現在）	405	521	681
延べ利用件数	403	384	325

オ 放課後児童健全育成事業(学童保育室)

学童保育室の利用者数については、年々増加の傾向にありますが、地域によってばらつきが見られます。児童福祉法の改正により、平成27年度からは、対象児童を小学校6年生までに拡大します。

(単位：人)

学童保育室名	平成23年度	平成24年度	平成25年度
関学童保育室	94	106	100
北谷学童保育室	54	57	50
吉川学童保育室	53	58	63
栄学童保育室	133	116	128
中曽根学童保育室	95	93	65
旭学童保育室	13	14	19
三輪野江学童保育室	25	18	29
美南学童保育室	—	—	42
計	467	462	496

※ 4月1日時点の利用者数

カ 子育て短期支援事業（児童ショートステイ事業）

本市では、これまで利用実績はありません。

キ 乳児家庭全戸訪問事業

本市においては、訪問又は健診等の際に保健師による面談により、必要な情報提供や養育状況等の確認を行っています。平成27年度からは、対象乳児の家庭を全戸訪問します。

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問者数	137	147	189

ク 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センターの活動件数は年々増加しています。特に、子どもの習い事等の援助や学校の長期休業中の学童保育室への送りが多くなっています。

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用会員	400	429	452
提供会員	85	86	79
両方会員	83	99	97
活動件数	1,275	1,916	3,314

※3月末時点の会員数及び活動件数

ケ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦健診の対象者となる妊娠の届出をした方は、600件前後の数値で推移しています。

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊娠の届出数	574	648	573

(3) その他の子育て支援の現状

ア こども発達センター

障がいのある子どもや発達障害を抱える子どもは、年々増加しています。それに伴い、こども発達センターへの通所希望も増加しています。

(延べ人数)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通所者数	1, 825	1, 739	1, 907
理学療法	46	30	27
言語療法	218	279	268

イ 児童館ワンダーランド

児童館ワンダーランドの利用者について*では、同程度の人数で推移しています。

(単位：人)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
開館日数	283日	284日	281日	
利用者数	総数	28, 591	28, 247	28, 596
	内児童	22, 518	22, 146	23, 860
	内大人	6, 073	6, 101	4, 736
	1日当り	101	99	101

ウ ひとり親家庭に対する支援

相談については、離婚を前提に離婚後の生活について相談をする方が多くなっています。経済的な不安や子どものことについての相談を多く受けています。

● 母子自立支援員相談件数（重複あり）

(単位：人)

相談内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
住むところについて	38	38	12
健康・医療費	10	15	27
家庭内紛争	86	74	76
DV	10	0	0

相談内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
離婚	118	123	122
生活	113	116	115
就労・資格取得	215	131	152
養育・保育・教育等	120	94	155
経済支援・生活支援	134	158	162
母子・寡婦資金貸付	7	4	3
合計	851	753	824

※ 各年度3月31日現在

※ DV相談については、平成24年度以降、吉川市配偶者暴力相談支援センターのDV相談へつなぐようになったため、母子自立支援員の相談件数には計上していません。

資料：母子自立支援員相談指導結果報告書

エ 子どもの養育に対する支援

家庭児童相談員を中心として、子どもや家庭に関する相談を受けています。相談の内容に応じて、保護者の精神的なフォローを行ったり、専門機関へつないだりします。平成25年度は、前年度に比べ約1.6倍の相談件数があり、そのうち55%が児童虐待相談となっています。

● 児童相談件数（実件数）

（単位：人）

相談内容		平成23年度	平成24年度	平成25年度
養護相談	児童虐待相談	22	28	53
	その他の相談	11	15	15
	保健相談	0	0	0
障がい相談	肢体不自由児相談	0	0	0
	視覚聴覚障害相談	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0

相談内容		平成23年度	平成24年度	平成25年度
障がい相談	重症心身障害相談	0	0	0
	知的障害相談	0	4	3
	自閉症等相談	0	0	0
非行相談	虞犯行為等相談	0	1	2
	触法行為等相談	0	0	0
育成相談	性格行動相談	0	1	3
	不登校相談	1	3	8
	適正相談	0	0	0
	育児・しつけ相談	0	3	11
その他の相談		0	7	2
合計		34	62	97

※ 各年度3月31日現在

資料：福祉行政報告例

【子育て支援の現状についてのまとめ】

- ・家庭環境や保護者の雇用形態の多様化に伴い、保育サービスへの需要は高まっています。
- ・地域子育て支援拠点事業については、対象者への周知が図られてきたこと、活動内容の充実を進めてきたことにより、身近な相談場所、交流場所として定着しています。
- ・支援を必要とする児童や子育て家庭の相談については、件数の増加だけでなく内容が複雑化してきているため、スムーズな支援を行うためにも、関係機関の連携が重要となっています。

3 子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用意向等把握調査（ニーズ調査）

（1）目的

子ども・子育て支援法に基づき定める「吉川市子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育て支援に関して、今後の利用希望等を踏まえて策定することとなっています。そのため、これらの状況を把握する目的で、本調査を行いました。

（2）実施期間

平成25年11月1日から11月22日

（3）実施方法

郵送配布、郵送回収

（4）対象等

区分	就学前児童	小学生児童
調査対象	0歳から就学前までの乳幼児の保護者	小学校1年生から4年生の児童の保護者
標本数(票)	1,500	1,500
回収数(票)	820	783
回収率	54.7%	52.2%

※ 住民基本台帳による無作為抽出。

（5）内容と結果を踏まえた分析

ニーズ調査の内容と結果を踏まえた分析は、巻末資料参照。

【ニーズ調査についてのまとめ】

- ・保育事業については、就労状況、今後の入所希望などを分析した結果、潜在ニーズが高いことが推測されます。
- ・地域子育て支援事業については、0歳から2歳の乳幼児及びその保護者の利用が多く、在宅で子どもを抱えた保護者の利用が高いと推測されます。
- ・子育ての各分野への満足度については「子育てしやすい住居・まちの環境」が最も高くなっています。「満足している」層が半数を超えているのは、「子どもと母親の健康」「子どもの教育環境」の3分野でした。「どちらかといえば不満」「不満」を合わせた「不満を感じている」層は、「犯罪・事故の軽減」「仕事と家庭の両立」「子どもの活動拠点」などで高くなっています。

4 子ども・子育てに関する課題

(1) 子育てに関すること

- ア 妊娠・出産・子育てについて継続した支援を行うこと。
- イ さまざまな生き方、働き方をしている保護者を支援できる環境を整備すること。
- ウ 障がいのある子どもや発達障害を抱える子どもに対する支援の充実を図ること
- エ 増加する児童虐待について、早期発見・早期対応のための支援体制を充実していくこと。

(2) 地域に関すること

- ア 子育てが孤立したものにならないように、地域の中で相談できるための環境を整備すること。
- イ 子どもの成長を地域で見守る活動について支援していくこと。





第3章 計画の基本理念

基本理念

子育てに対する不安や孤立感を減らすために

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

安心して妊娠、出産、育児ができるために

子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

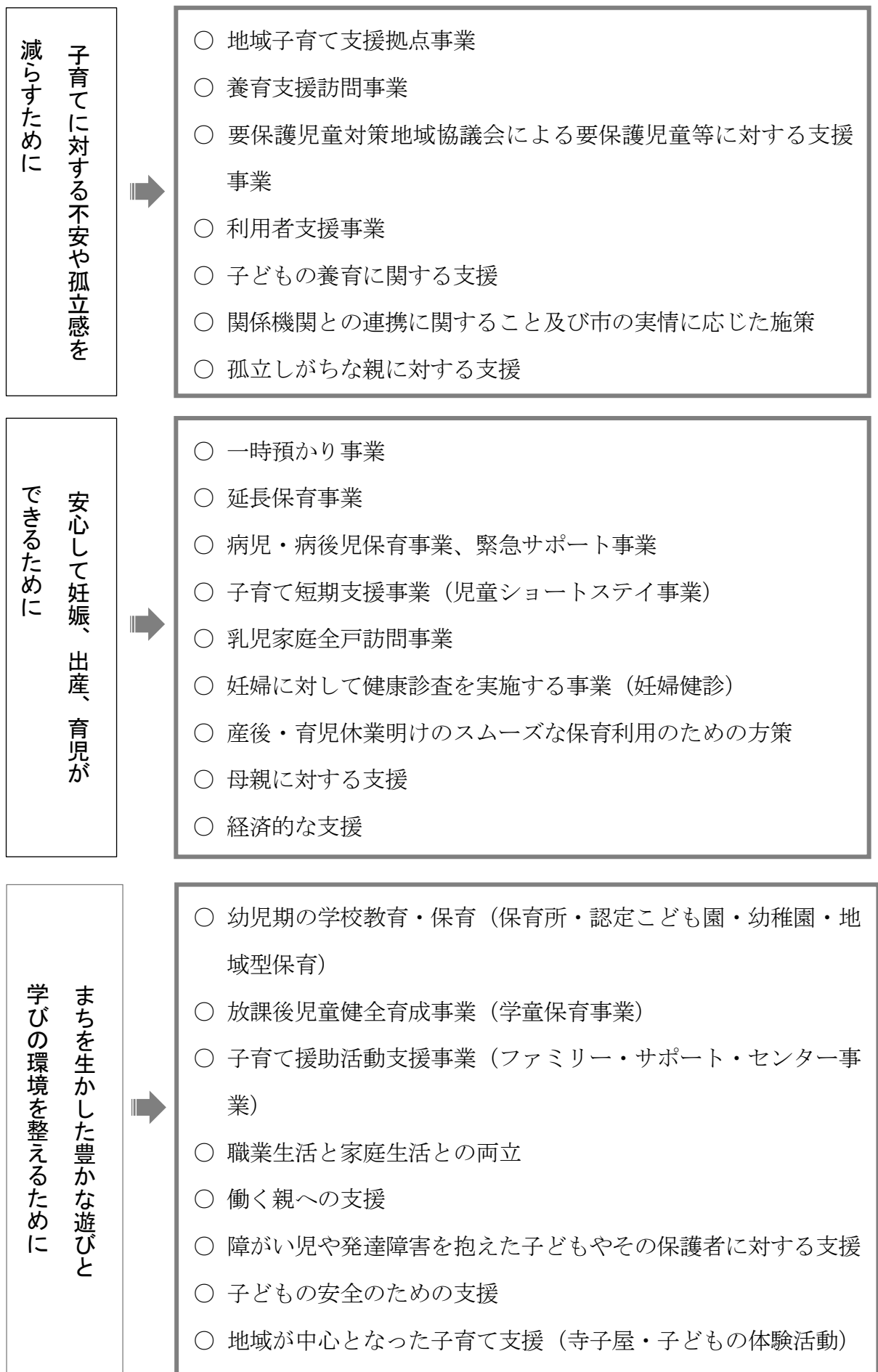
まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子ども達が、心身ともにたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域とともに子どもを育むまちづくりを目指します。



第4章 施策の展開

1 施策体系



2 教育・保育提供区域

吉川市は、面積31.62キロ平方メートル、東西4.2キロメートル、南北8.0キロメートルに広がっています。市の南西部に位置するJR武蔵野線吉川駅や南東部に開業された吉川美南駅を中心に、住宅などが整備され、人口の増加が見込まれています。また、市の北部や東部の一帯は、市街化調整区域として指定されており、田や畑などの土地利用がされています。こうした地域性は、家族形態や働き方にも影響を与えています。

区域設定は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給ができていないかを計画の中で客観的に見ていくためのものであり、設定をするにあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案することが必要となります。

本市では、中学校区を教育・保育提供区域として設定します。この区域については、利用者がこの区域の範囲でサービスを受けなければならないというものではありません。

各中学校区の特徴

中学校区	特 色	児 童 数	
東中学校区	児童数は、ほかの区域と比較し、最も少ない区域です。区域内面積は1番広く、市内南北に区域が広がっていることが特徴です。	未就学児	609人
		就学児	877人
		計	1,486人
中央中学校区	児童数は南中学校区域に次いで2番目です。土地区画整理事業は施行中であることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想されます。	未就学児	1,509人
		就学児	1,731人
		計	3,240人
南中学校区	3つの区域の中で、最も児童数が多い区域です。住宅等の整備が進行していることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想されます。	未就学児	2,237人
		就学児	1,779人
		計	4,016人

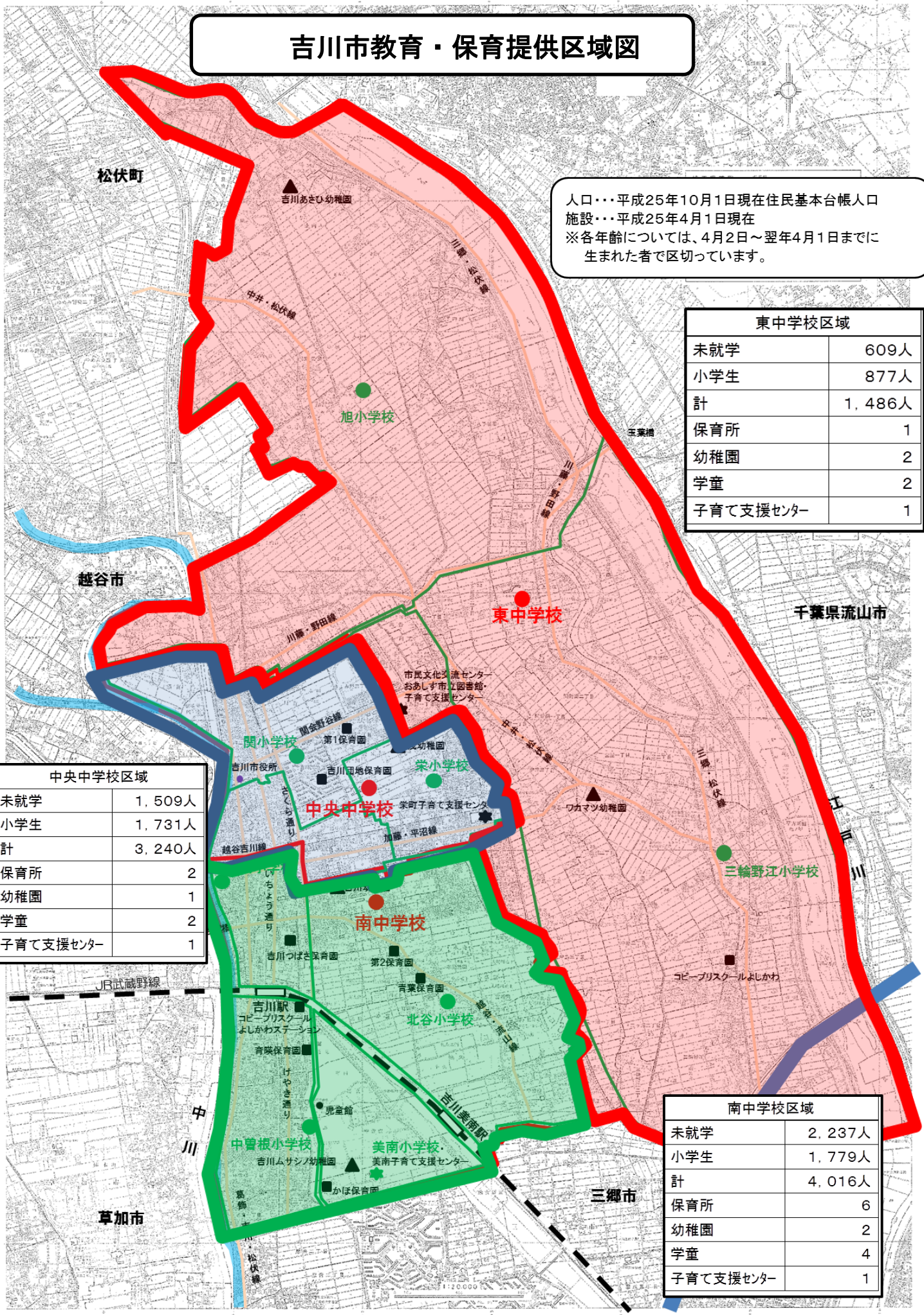
吉川市教育・保育提供区域図

人口・・・平成25年10月1日現在住民基本台帳人口
 施設・・・平成25年4月1日現在
 ※各年齢については、4月2日～翌年4月1日までに
 生まれた者で区切っています。

東中学校区域	
未就学	609人
小学生	877人
計	1,486人
保育所	1
幼稚園	2
学童	2
子育て支援センター	1

中央中学校区域	
未就学	1,509人
小学生	1,731人
計	3,240人
保育所	2
幼稚園	1
学童	2
子育て支援センター	1

南中学校区域	
未就学	2,237人
小学生	1,779人
計	4,016人
保育所	6
幼稚園	2
学童	4
子育て支援センター	1



3 幼児期の学校教育・保育

幼児期の学校教育・保育の量の見込と提供体制の確保の内容及びその実施時期

吉川市では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めています。なお、現在の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況に、利用希望等を踏まえて以下の区分で設定し、各中学校区の特徴を踏まえた量の見込み及び提供体制の確保を行います。

(1) 保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育)

(2) 中学校区域別の幼児期の学校教育・保育に係る提供体制の確保

ア 全体

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,385人	571人	480人 (0歳112人)	1,363人	583人	487人 (0歳112人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	530人	297人 (0歳59人)	1,745人	641人	386人 (0歳74人)
	地域型保育事業 (小規模保育)		4人	64人 (0歳12人)		4人	64人 (0歳12人)
②-①		360人	▲37人	▲119人 (0歳▲41人)	382人	62人	▲37人 (0歳▲26人)

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,329人	686人	604人 (0歳115人)	1,298人	767人	643人 (0歳125人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	710人	420人 (0歳89人)	1,745人	825人	485人 (0歳98人)
	地域型保育事業 (小規模保育)		0人	94人 (0歳15人)		0人	113人 (0歳18人)
②-①		416人	24人	▲90人 (0歳▲11人)	447人	58人	▲45人 (0歳▲9人)

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,271人	842人	678人 (0歳129人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	954人	576人 (0歳113人)
	地域型保育事業 (小規模保育)		0人	132人 (0歳21人)
②-①		474人	112人	30人 (0歳5人)

イ 中学校区域別

(1) 東中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		470人	46人	34人 (0歳8人)	462人	47人	34人 (0歳8人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	645人	55人	35人 (0歳6人)	645人	55人	35人 (0歳6人)
	地域型保育事業 (小規模保育)			0人			0人
②-①		175人	9人	1人 (0歳▲2人)	183人	8人	1人 (0歳▲2人)

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		451人	47人	35人 (0歳8人)	440人	48人	35人 (0歳8人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	645人	55人	35人 (0歳8人)	645人	55人	35人 (0歳8人)
	地域型保育事業 (小規模保育)			0人			0人
②-①		194人	8人	0人	205人	7人	0人

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		431人	48人	35人 (0歳8人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	645人	55人	35人 (0歳8人)
	地域型保育事業 (小規模保育)			0人
②-①		214人	7人	0人

(2) 中央中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		241人	114人	89人 (0歳21人)	237人	117人	90人 (0歳21人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	450人	138人	72人 (0歳12人)	450人	138人	72人 (0歳12人)
	地域型保育事業 (小規模保育)			19人 (0歳3人)			19人 (0歳3人)
②-①		209人	24人	2人 (0歳▲6人)	213人	21人	1人 (0歳▲6人)

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		231人	118人	91人 (0歳21人)	226人	119人	91人 (0歳21人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	450人	138人	72人 (0歳18人)	450人	138人	72人 (0歳18人)
	地域型保育事業 (小規模保育)			19人 (0歳3人)			19人 (0歳3人)
②-①		219人	20人	0人	224人	19人	0人

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		221人	121人	91人 (0歳21人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	450人	138人	72人 (0歳18人)
	地域型保育事業 (小規模保育)			19人 (0歳3人)
②-①		229人	17人	0人

(3) 南中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		674人	411人	357人 (0歳83人)	664人	419人	363人 (0歳83人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	650人	337人	190人 (0歳41人)	650人	448人	279人 (0歳56人)
	地域型保育事業 (小規模保育)		4人	45人 (0歳9人)		4人	45人 (0歳9人)
②-①		▲24人	▲70人	▲122人 (0歳▲33人)	▲14人	33人	▲39人 (0歳▲18人)

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		647人	521人	478人 (0歳86人)	632人	600人	517人 (0歳96人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	650人	517人	313人 (0歳63人)	650人	632人	378人 (0歳72人)
	地域型保育事業 (小規模保育)		0人	75人 (0歳12人)		0人	94人 (0歳15人)
②-①		3人	▲4人	▲90人 (0歳▲11人)	18人	32人	▲45人 (0歳▲9人)

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		619人	673人	552人 (0歳100人)
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	650人	761人	469人 (0歳87人)
	地域型保育事業 (小規模保育)		0人	113人 (0歳18人)
②-①		31人	88人	30人 (0歳5人)

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、ニーズ調査等による顕在、潜在ニーズ量の把握と子育て支援施策の課題分析をもとに、誰もが使いやすい支援となるように子ども・子育て支援事業を検討し、設定しています。

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域における子育てを支援するため、地域の身近な場所に子育て支援センターを設置し、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

▶ 中学校区域別の地域子育て支援拠点事業の量の見込及び確保の内容（小人のみ）

ア 東中学校区域（該当支援センター：子育て支援センター）

（単位：延人数）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	3,721人	3,758人	3,796人	3,834人	3,872人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

イ 中央中学校区域（該当支援センター：栄町子育て支援センター）

（単位：延人数）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	2,252人	2,297人	2,343人	2,390人	2,438人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

ウ 南中学校区域（該当支援センター：美南子育て支援センター）

（単位：延人数）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	6,970人	7,179人	7,394人	7,616人	7,844人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業は、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中（春・夏・冬休みなど）に、在園児を対象として教育活動を行う事業です。利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 中学校区域別の一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込及び確保の内容

ア 東中学校区域

（単位：延人数）

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	1号認定による利用	2,701人	2,657人	2,592人	2,530人	2,478人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型)	2,701人	2,701人	2,701人	2,701人	2,701人

イ 中央中学校区域

（単位：延人数）

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	1号認定による利用	5,516人	5,427人	5,293人	5,168人	5,060人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型)	5,516人	5,516人	5,516人	5,516人	5,516人

ウ 南中学校区域

(単位:延人数)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	1号認定による利用	5,155人	5,071人	4,947人	4,829人	4,729人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型)	5,155人	5,155人	5,155人	5,155人	5,155人

(3) 延長保育事業

保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前の子どもの保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 中学校区域別の延長保育事業の量の見込及び確保の内容

ア 東中学校区域

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	10人	15人	22人	33人	49人
確保の内容	10人(1か所)	15人(1か所)	22人(1か所)	33人(1か所)	49人(1か所)

イ 中央中学校区域

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	77人	102人	135人	178人	235人
確保の内容	77人(2か所)	102人(2か所)	135人(2か所)	178人(2か所)	235人(2か所)

ウ 南中学校区域

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	150人	208人	288人	399人	553人
確保の内容	150人(6か所)	208人(6か所)	288人(6か所)	399人(6か所)	553人(6か所)

(4) 病児・病後児保育事業、緊急サポート事業

病児・病後児保育事業は、保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭にて保育できない病気または病気回復期にある生後3か月から小学校3年生までの児童を看護師・保育士等が一時的に預かる事業です。

また、緊急サポート事業は、緊急性を伴う預かりを会員同士の相互の助け合いで行う事業です。利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 病児・病後児保育事業、緊急サポート事業の量の見込及び確保の内容 (単位: 延人数)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み (緊急サポート)		2,184人	2,181人	470人 (124人)	475人 (124人)	484人 (124人)
確保の 内容	病児・病後児保育事業	2,060人	1,120人	1,120人	1,120人	1,120人
	緊急サポート事業	124人	124人	124人	124人	124人

(5) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 中学校区域別の放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の量の見込及び確保の内容

ア 東中学校区域（該当学童：旭学童、三輪野江学童）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
① 量の見込み	67人	63人	62人	59人	55人
② 確保の内容	2か所 2クラス80人	2か所 2クラス80人	2か所 2クラス80人	2か所 2クラス80人	2か所 2クラス80人
②-①	13人	17人	18人	21人	25人

イ 中央中学校区域（該当学童：栄学童、関学童）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
① 量の見込み	283人	264人	244人	224人	203人
② 確保の内容	2か所 8クラス320人	2か所 8クラス320人	2か所 7クラス280人	2か所 6クラス240人	2か所 6クラス240人
②-①	37人	56人	36人	16人	37人

ウ 南中学校区域（該当学童：吉川学童、北谷学童、中曽根学童、美南学童）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
① 量の見込み	378人	397人	424人	435人	456人
② 確保の内容	4か所 12クラス438人	4か所 13クラス478人	4か所 13クラス478人	4か所 14クラス518人	4か所 14クラス518人
②-①	60人	81人	54人	83人	62人

(6) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（児童ショートステイ事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）が相互援助活動を行う事業です。

また、子育て短期支援事業（児童ショートステイ事業）は、保護者の社会的事由により、乳幼児の養育が一時的に困難な状態になった場合に利用できる事業です。

幼稚園型を除いた一時預かり事業による対応の可能性や利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

▶ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（児童ショートステイ事業）の量の見込及び確保の内容
(単位：延人数)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み		7,351人	7,387人	7,426人	7,479人	7,558人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	4,754人	4,662人	4,567人	4,481人	4,416人
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2,505人	2,635人	2,770人	2,910人	3,055人
	子育て短期支援事業 (児童ショートステイ事業)	92人	90人	89人	88人	87人

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

保健センターの保健師等が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行う事業です。各年度の人口推計を量の見込みとして目標を設定しています。

➤ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込及び確保の内容

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	562人	546人	543人	540人	537人
確保の内容	実施体制：母子保健事業の新生児訪問や未熟児訪問と合わせながら、保健師・助産師・看護師の11人体制で訪問を実施。				

(8) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦健診事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことが規定されており、母子保健の向上を図ることを目的に実施している事業です。妊娠届の状況から勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 妊婦健診事業の量の見込及び確保の内容

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	547人	532人	529人	526人	523人
確保の内容	妊娠届出時に、保健師等と面接しながら健康診査の助成券を発行し、受診勧奨を行う。				

(9) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、児童福祉法第6条の3第5項で規定された事業であり、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るための事業です。

養育支援が必要と考えられる児童数から目標を設定しています。

➤ **養育支援訪問事業の量の見込及び確保の内容**

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
確保の内容	実施体制：10人体制で指導助言等の訪問を実施（保健師、助産師）。				

(10) 要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援事業

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2の規定に基づき、本市が設置している協議会であり、虐待を受けている子どもや養育に問題があると思われる子どもの早期発見や適切な保護を目的としています。

要保護児童対策地域協議会で継続した支援が必要と思われる児童数から目標を設定しています。

➤ **要支援児童の支援に資する事業の量の見込及び確保の内容**

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	15件	15件	15件	15件	15件
確保の内容	要保護児童対策地域協議会と連携し、訪問等を実施。				

(11) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

子育て支援課、各子育て支援センターにおいて実施している子育てに関する相談を充実させるとともに、研修等を通して人材を育成していきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

就学前の子どもに関する学校教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の趣旨及びニーズ調査における結果を踏まえ、認定こども園の移行について、これを促進していきます。

小規模保育については、連携施設の設定を行い、3歳児以降の教育・保育施設へのスムーズな移行を目指します。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）については、「保幼小連絡協議会」をベースとして、情報交換や関係職員の力量を一層向上させスムーズな就学が可能になることを目指します。

6 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

ニーズ調査では、1歳になった時に必ず利用できる事業があれば、未就学児の保護者の88.9%の方が育児休業を取得したいと考えているとの結果がありました。0歳児の子どもを保護者が、保育所への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、希望する育児休業期間を途中で切り上げたりすることがないように、休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者に対して、きめ細かい情報提供などを行うとともに、1歳児や2歳児の低年齢児の待機児童を解消するための施設や認定こども園への移行などを促進していきます。

7 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

(1) 障がい児などの特別な支援を必要とする子どもについての連携

埼玉県が行う発達支援に関係する様々な研修に積極的に参加することにより、関係職員的能力向上に努め、県が実施する発達支援事業への取り組みについての理解を図るとともに、市の障がい児施策を充実させます。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ア 埼玉県が行っている母子・父子家庭のための貸付制度の利用について、身近な市役所が会場となって相談を受けられるよう、連絡調整や場所の提供を行います。
- イ 母子・父子自立支援員を中心として、ひとり親家庭の暮らしや生活に関する様々な相談、また就業に向けての支援などひとり親家庭に対する支援策の充実を図ります。
- ウ ひとり親家庭等医療費助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

(3) 児童虐待防止のための関係機関との連携

児童虐待が疑われる通報があった場合に、市のケースワーカーと専門的機関である児童相談所のケースワーカーとが情報を共有しながら、それぞれの役割を踏まえて連携・協力をしながら対応していきます。また、要保護児童対策地域協議会において、市が抱える困難ケースに関し、児童相談所、保健所、警察などの専門的な立場からの助言指導

を受け、適切な支援を行います。

8 職業生活と家庭生活との両立

本市では、「第3次吉川市男女共同参画基本計画」に基づき、市民へ仕事と家庭の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報提供を行うとともに、埼玉県や地域団体等の連携を図りながら市内事業所を対象とした啓発に努めていきます。

9 その他の子ども・子育て支援に関する取組

（1）孤立しがちな親に対する支援

育児に不安を抱えていても、相談ができるような人が身近にいないため、地域で孤立してしまっている（転入などで周りに知り合いがいない、育児に追われて地域に出ていくことができず引きこもりがちになってしまう）方などを対象に、研修を受けたボランティアが家庭訪問をするホームスタート事業を展開しています。対象は、未就学児のいる家庭です。

（2）働く親への支援

吉川駅近くの送迎保育ステーションを基点に、市内の全認可保育所を専用バスで結ぶ事業です。在籍保育所での保育の前後に送迎保育ステーションで子どもを預かります。

（3）母親に対する支援

ア 若い世代から生活習慣病を予防するために、保健センターで行う集団検診に託児室を設け、子育て中の母親が受診しやすい環境を整備します。

イ 妊娠中に行われる母親学級（両親学級）を経て、出産後は育児グループとして集まる子育て中の母親を支援します。

ウ 精神疾患を抱えた子育て中の母親たちを対象に、日ごろの子育てのやりがいや困難を語り合い自分自身の病気などについて自由におしゃべりをしてもらい、子育ての不安を解消する「子育てメンタルヘルスサロン」を開催します。

エ 子どもの発達に不安を感じている母親を対象に、「メンタルヘルス子育て講座」を開催します。

(4) 障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

ア 療育

こども発達センターを中心として、子どもの障がいに対し広い支援を実施します。また、保育所への入所を希望する子どもについては、障がい児保育審査会を経て、加配保育士などの対応により、受け入れを行います。

※ こども発達センター

こども発達センターでの療育を希望する児童、また療育が適切と思われる児童が、障がいや能力に応じた適切な療育を受けることができるよう、機能の充実に ついて検討します。

イ 保護者に対する支援

障がい児や発達障害を抱えた子どもを持つ親を対象とした子育てグループを支援し、子育ての苦労や不安を共有し、負担感を軽減します。

(5) 子どもの養育に対する支援

ア 家庭児童相談

家庭児童相談員を中心として、子どもや家庭に関する相談の充実を図ります。

イ 児童虐待防止に関する支援

(ア) コモンセンス・ペアレンティング（CSP）

コモンセンス・ペアレンティングのプログラムを通して、子どもの気持ちを受け止め、親の気持ちをわかりやすく伝えるためのスキルを身につけることで、虐待の予防や回復を目指します。

(イ) オレンジリボンキャンペーン（虐待防止キャンペーン）

虐待防止に向けて、虐待防止のシンボルであるオレンジリボンキャンペーンなどを展開し、市民の方に児童虐待を広く周知していきます。

(6) 経済的な支援

子ども医療費制度により子育て世帯の負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

(7) 子どもの安全のための支援

ア 子ども110番の家

子どもの身を守るために、協力依頼に基づき、地域の一般事業所や家庭を「子ども110番の家」として、危険に遭遇した時の避難場所とします。

イ 子どもの見守り活動の推進

行政、警察、学校に加え、地域や保護者と協働し、子ども達が犯罪等に巻き込まれることを防ぐため、次の活動を行います。

(ア) 自主防犯活動団体へパトロール用具を配布し、自主防犯活動の促進を図ります。

(イ) 自主防犯活動団体へ青色回転灯防犯パトロール車を貸出し、学校の登下校時や夜間時のパトロールの促進を図ります。

(ウ) 広報よしかわ等により市民へ子どもの見守り活動の啓発を行います。

(エ) 子ども達の下校に合わせ、防災行政無線により見守りに関する一斉放送を行い、犯罪抑止を図ります。

(8) 地域が中心となった子育て支援

子ども達の健やかな成長と故郷を愛する心を養うとともに、地域の子どもは地域で育てるため、夏休みなどに、地域の子ども達に集会所などを開放し、「寺子屋」として、あらゆる世代の人々が、遊びや勉強を通して交流します。

また、家庭・地域・学校が一体となっていく「子どもの体験活動」を通して、子ども達は、さまざまな体験をすることにより、熱意や想像力・判断力を、そして人と人とのふれあいを通して生きる力とゆたかな心を身につけていきます。



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、子育て支援団体、学校、市民と連携して取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について、この計画で掲げた事業の目標値や確保方策などについて、定期的に点検・評価します。

また、児童福祉審議会を開催し、本計画の進捗状況について定期的に検証するとともに、その内容を公表します。

